

岡山芸術創造劇場 附属設備使用料金表

(単位:円)

区分	品名	単位	時間帯区分 当たりの 使用料の額	使用可能な施設				
				大劇場	中劇場	小劇場	アートサロン	練習室
舞台関係諸道具	平台	1枚	100	○	○	○	○	
	スチールデッキ	1枚	200	○	○	○	○	
	所作台	1式	2,800	○	○	○		
	仮設花道	1式	3,000	○	○			
	日舞囲い	1式	400	○	○			
	鳥屋囲い	1式	700	○	○			
	音響反射板	1式	3,800		○			
	オーケストラピット	1式	2,800	○				
	移動用点吊装置	1式	500	○	○	○		
	リノリウム	1式	1,400	○	○	○	○	
	定式幕, 紗幕, 松羽目	1枚	500	○	○			
	一文字幕, 引割幕, 大黒幕, ホリゾン幕	1枚	500	○	○	○		
	袖幕	1対	500	○	○	○		
	ドライアイスマシン	1台	600	○	○	○		
	屏風 (金, 鳥の子)	1双	1,200	○	○	○		
	上敷	1枚	100	○	○	○		
	毛せん	1枚	100	○	○	○		
	座布団	1枚	100	○	○	○		
	めぐり台	1台	100	○	○	○		
	国旗, 県旗, 市旗	1枚	100	○	○	○		
演台, 司会台, 花台	1台	300	○	○	○	○		
机	1脚	100	○	○	○	○		
椅子	1脚	100	○	○	○	○		
持込機器電源料(1kw以内)	1台	100	○	○	○	○		
音響関係	拡声装置A (大劇場用)	1式	3,200	○				
	拡声装置B (中劇場用)	1式	1,900		○			
	拡声装置C (小劇場用)	1式	1,400			○		
	音響ワゴン (アートサロン用)	1式	800				○	
	移動卓A	1台	1,300	○	○	○		
	移動卓B	1台	600	○	○	○		
	アナログミキサー	1台	200	○	○	○	○	○
	ステージスピーカー	1式	700	○	○			
	移動型スピーカーA	1台	1,000	○	○			
	移動型スピーカーB	1台	500	○	○	○	○	
	移動型スピーカーC	1台	200	○	○	○	○	○
	録音再生機器	1台	400	○	○	○	○	○
	3点吊マイク	1式	600	○	○			
	マイクロフォンA	1本	600	○	○			
	マイクロフォンB	1本	300	○	○	○	○	○
	ワイヤレスインカム	1式	700	○	○			
ワイヤレスマイクロフォンA	1本	700	○	○	○			
ワイヤレスマイクロフォンB	1本	300	○	○	○	○	○	
照明関係	調光装置A (大劇場用)	1式	5,500	○				
	調光装置B (中劇場用)	1式	3,700		○			
	調光装置C (小劇場用)	1式	1,800			○		
	調光装置D (アートサロン用)	1式	800				○	
	スポットライト(凸レンズ 1kw)	1台	100	○	○			
	スポットライト(凸レンズ 750w)	1台	100			○		
	スポットライト(凸レンズ 500w)	1台	100	○	○	○	○	
	スポットライト(フレネルレンズ 1.5kw)	1台	200	○	○			
	スポットライト(フレネルレンズ 1kw)	1台	100	○	○			
	スポットライト(フレネルレンズ 750w)	1台	100			○		
	スポットライト(フレネルレンズ 500w)	1台	100	○	○	○	○	
	エリプソイドライト(750w)	1台	200	○	○	○		
	エリプソイドライト(デイト)	1台	200	○	○	○		
	エリプソイドライト(中劇場2CL)	1台	200		○			
	エリプソイドライト(500w)	1台	100	○	○	○	○	
	Parライト	1台	100	○	○	○	○	
	LED Parライト	1台	200	○	○	○	○	
	LED フットライト	1台	200	○	○	○	○	
	LED ボーダーライト	1列	600	○	○			
	LED アッパー・ホリゾンライト	1列	700	○	○			
	LED ロアー・ホリゾンライト	1列	600	○	○			
	ピンスポットライト (大劇場用 3kw)	1台	800	○				
	ピンスポットライト (中劇場用 2kw)	1台	700		○			
	LED ピンスポットライト (小劇場用)	1台	700			○		
	ムービングライト	1台	500	○	○	○	○	
	ムービング卓	1台	600	○	○	○	○	
	照明効果機器	1台	400	○	○	○	○	
	スモークマシン	1台	600	○	○	○	○	
譜面灯(10台)	1セット	1,000	○	○	○	○		

岡山芸術創造劇場 附属設備使用料金表

(単位:円)

区分	品名	単位	時間帯区分 当たりの 使用料の額	使用可能な施設				
				大劇場	中劇場	小劇場	アートロ	練習室
音楽備品	譜面台	1台	100	○	○	○	○	○
	指揮者譜面台	1台	100	○	○	○	○	○
	演奏者椅子	1脚	100	○	○	○	○	○
	指揮者台	1台	200	○	○	○	○	○
	オーケストラピット用指揮者譜面台	1台	200	○	○			
	昇降式指揮者台	1台	400	○	○			
楽器	フルコンサート・グランドピアノ スタインウェイ)D-274	1台	3,700	○	○			
	フルコンサート・グランドピアノ ヤマハ)CFX	1台	1,900	○	○			
	セミコンサート・グランドピアノ カワイ)GX-6	1台	800			○		
	セミコンサート・グランドピアノ ヤマハ)S6X	1台	800				○	
	セミコンサート・グランドピアノ ヤマハ)S3X ※第5練習室	1台	800					○
	アップライトピアノ ヤマハ)YUS5 ※楽屋11・14・16	1台	800	○	○			
	アップライトピアノ カワイ)K-700 ※第6・第10練習室	1台	800					○
電子ピアノ ヤマハ)P-515	1台	300	○	○	○	○	○	
映像	プロジェクターA (大劇場用 パナソニックPT-RQ35KJ 30,500lm)	1台	2,500	○				
	プロジェクターB (中劇場用 パナソニックPT-RQ22KJ 20,000lm)	1台	1,300		○			
	プロジェクターC (小劇場用 パナソニックPT-RZ12KJ 12,000lm)	1台	1,100			○		
	プロジェクターD (アートサロン用 パナソニックPT-FRZ50J 5,400lm)	1台	600				○	
	プロジェクターE (共用 エプソンEB-W06 3,700lm)	1台	200	○	○	○	○	○
	スクリーンA (330インチ)	1枚	600	○	○	○	○	
	スクリーンA (小劇場用巻取り型300インチ)	1枚	600			○		
	スクリーンB (183インチ)	1枚	400				○	
	スクリーンC (100インチ)	1枚	100	○	○	○	○	○
	メディアコンバータセット	1式	200	○	○			
	TVモニターA (32インチ)	1台	300	○	○	○	○	○
	TVモニターB (24インチ)	1台	200	○	○	○	○	○
	ポータブルBDプレーヤー	1台	100	○	○	○	○	○
	アップトランス	1台	200	○	○	○	○	○

■附属設備料金は、使用場所である施設の使用時間と同一の時間において使用するものとみなし算定します。

例) 全日使用(9:00~22:00)の場合、時間帯区分当たりの使用料の額に3を乗じて得た額。

■大劇場、中劇場、小劇場、アートサロンにおいて入場料等として5,001円以上の額を収受する、又は物販・宣伝等の行為を行う場合は、使用するすべての日において使用料に2を乗じて得た額とします。

■当初に許可を受けた時間帯区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料について

9時以前又は22時以降に使用する場合は原則1時間を限度とし、1時間につき時間帯区分当たりの使用料に0.5を乗じて得た額とします。

午前・午後・夜間の各時間帯区分の間の時間において超過する時間が30分以内の場合は時間帯区分当たりの使用料に0.2を乗じて得た額とします。

■大劇場照明セットB、C若しくはD、中劇場照明セットB若しくはC又は小劇場照明セットBの数量を超過した場合、一つ上のセット料金を適用するものとします。

■使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとします。

< ギャラリー用 >

区分	品名	単位	時間帯区分 当たりの 使用料の額
諸道具	机	1脚	100
	椅子	1脚	100
	展示用パネル(有孔ボード)	1枚	100

■大劇場、中劇場、小劇場、アートサロン(以下「大劇場等」という。)の使用に附随してギャラリーを使用する場合において、大劇場等の入場料等として5,001円以上の額を収受する場合や物販・宣伝等の行為を行う場合、又はギャラリーにて物販・宣伝等の行為を行う場合は、すべての日において時間帯区分当たりの使用料に2を乗じて得た額とします。

■大劇場等の使用に附随せずギャラリーを使用する場合において物販・宣伝等の行為を行う場合は、使用料に4を乗じて得た額とします。

■当初に許可を受けた時間帯区分を超過して使用する場合の使用料について

午前・午後・夜間の各時間帯区分の間の時間において超過する時間が30分以内の場合は時間帯区分当たりの使用料に0.2を乗じて得た額とします。

■使用料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとします。

岡山芸術創造劇場 附属設備使用料金表

(単位:円)

区分	品名	単位	時間帯区分 当たりの 使用料の額	使用可能な施設				
				大劇場	中劇場	小劇場	アートロ	練習室
舞台設備セット	平台10枚	1式	900	○	○	○	○	
	平台30枚	1式	2,400	○	○	○	○	
	スチールデッキ10枚	1式	1,800	○	○	○	○	
	スチールデッキ30枚	1式	4,800	○	○	○	○	
	机・椅子セット(机15台, 椅子30脚)	1式	4,000	○	○	○	○	
	音楽備品セットA(演奏者椅子10脚, 譜面台10台, 譜面灯1セット, 指揮譜面台1台)	1式	2,700	○	○	○	○	
	音楽備品セットB(演奏者椅子50脚, 譜面台50台, 譜面灯5セット, 指揮譜面台1台)	1式	12,000	○	○	○	○	
	大劇場オーケストラセット(オーケストラピット1式, 平台30枚, 音楽備品セットB)	1式	16,700	○				
中劇場オーケストラセット(音響反射板1式, 平台30台, 音楽備品セットB)	1式	17,500		○				
照明設備セット	大劇場照明セットA(調光装置A及び照明機器(スポットライト(凸レンズ1kw), スポットライト(凸レンズ 500w), スポットライト(フレネルレンズ1.5kw), スポットライト(フレネルレンズ 1kw), スポットライト(フレネルレンズ 500 w), エリプソイドライト(750w), エリプソイドライト(500w), Parライトに限り, 240台を超え, 300台以下とする。))	1式	29,600	○				
	大劇場照明セットB(調光装置A及び照明機器(スポットライト(凸レンズ1kw), スポットライト(凸レンズ 500w), スポットライト(フレネルレンズ1.5kw), スポットライト(フレネルレンズ 1kw), スポットライト(フレネルレンズ 500 w), エリプソイドライト(750w), エリプソイドライト(500w), Parライトに限り, 180台を超え, 240台以下とする。))	1式	23,600	○				
	大劇場照明セットC(調光装置A及び照明機器(スポットライト(凸レンズ1kw), スポットライト(凸レンズ 500w), スポットライト(フレネルレンズ1.5kw), スポットライト(フレネルレンズ 1kw), スポットライト(フレネルレンズ 500 w), エリプソイドライト(750w), エリプソイドライト(500w), Parライトに限り, 120台を超え, 180台以下とする。))	1式	17,600	○				
	大劇場照明セットD(調光装置A及び照明機器(スポットライト(凸レンズ1kw), スポットライト(凸レンズ 500w), スポットライト(フレネルレンズ1.5kw), スポットライト(フレネルレンズ 1kw), スポットライト(フレネルレンズ 500 w), エリプソイドライト(750w), エリプソイドライト(500w), Parライトに限り, 60台を超え, 120台以下とする。))	1式	11,600	○				
	中劇場照明セットA(調光装置B及び照明機器(スポットライト(凸レンズ1kw), スポットライト(凸レンズ 500w), スポットライト(フレネルレンズ1.5kw), スポットライト(フレネルレンズ 1 kw), スポットライト(フレネルレンズ 500 w), エリプソイドライト(750w), エリプソイドライト(500w), Parライトに限り, 180台を超え, 240台以下とする。))	1式	21,800		○			
	中劇場照明セットB(調光装置B及び照明機器(スポットライト(凸レンズ1kw), スポットライト(凸レンズ 500w), スポットライト(フレネルレンズ1.5kw), スポットライト(フレネルレンズ 1 kw), スポットライト(フレネルレンズ 500 w), エリプソイドライト(750w), エリプソイドライト(500w), Parライトに限り, 120台を超え, 180台以下とする。))	1式	15,800		○			
	中劇場照明セットC(調光装置B及び照明機器(スポットライト(凸レンズ1kw), スポットライト(凸レンズ 500w), スポットライト(フレネルレンズ1.5kw), スポットライト(フレネルレンズ 1 kw), スポットライト(フレネルレンズ 500 w), エリプソイドライト(750w), エリプソイドライト(500w), Parライトに限り, 60台を超え, 120台以下とする。))	1式	9,800		○			
	小劇場照明セットA(調光装置C及び照明機器(スポットライト(凸レンズ750w), スポットライト(凸レンズ 500w), スポットライト(フレネルレンズ750w), スポットライト(フレネルレンズ 500w), エリプソイドライト(750w), エリプソイドライト(500w), Parライトに限り, 60台を超え, 90台以下とする。))	1式	7,900			○		
小劇場照明セットB(調光装置C及び照明機器(スポットライト(凸レンズ750w), スポットライト(凸レンズ 500w), スポットライト(フレネルレンズ750w), スポットライト(フレネルレンズ 500w), エリプソイドライト(750w), エリプソイドライト(500w), Parライトに限り, 30台を超え, 60台以下とする。))	1式	4,900			○			